

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年7月31日（平成30年（行個）諮問第138号）

答申日：平成30年12月25日（平成30年度（行個）答申第161号）

事件名：本人に対する療養補償給付の不支給決定に係る審査請求に関する特定労働者災害補償保険審査官の決定書類のうち甲号証等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「平成29年度特定号決定書内，甲第1号証から甲第4号証，乙第1号証から乙第35号証，丙第1号証」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき，その一部を不開示とした決定について，諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については，別表の6欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は，行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し，千葉労働局長（以下「処分庁」という。）が，平成30年5月18日付け千労発基0518第1号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は，審査請求書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

開示申請資料は，相手方の労働衛生安全法（原文ママ）に基づく義務の未実施。相手方の債務不履行，不法行為を証明する重要な証拠である。今後訴訟を踏まえており，証拠収集の一環である。

しかるに，部分開示の内容は，固有名詞にとどまらず，労基署の質問内容，及び相手方の回答内容までを不開示としており，文章としてなんら役の立たないものとなっている。

よって再審査の請求を致します。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は，平成30年3月19日付けで，処分庁に対して，法12条1項の規定に基づき，「平成29年度特定号決定書内，乙第4号証，

乙第17号証，乙第19号証，乙第30号証，乙第32号証，乙第33号証，丙第1号証」に係る開示請求を行った。

(2) 同月23日，電話により，開示を請求する保有個人情報「平成29年度特定号決定書内，甲第1号証から甲第4号証，乙第1号証から乙第35号証，丙第1号証」に補正された。

(3) これに対して，処分庁が原処分を行ったところ，審査請求人がこれを不服として，平成30年6月6日付け（同月8日受付）で審査請求を提起したものである。

## 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し，原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で，別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については，法14条2号，3号イ及びロ並びに7号柱書きに基づき，原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

## 3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は，「平成29年度特定号決定書内，甲第1号証から甲第4号証，乙第1号証から乙第35号証，丙第1号証」である。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法14条2号の不開示情報

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち，文書番号5，8，10①，11①，12①，13①，14①，15①，16①，17①，20，21，23，28②，31，32，34，36①②及び37の不開示部分は，審査請求人以外の氏名など，審査請求人以外の個人に関する情報であって，審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるため，当該情報は，法14条2号本文に該当し，かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため，原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち，文書番号8，10②，11②，12②，13②，14②，15②，16②，17②，23，36②及び37の不開示部分は，特定労働基準監督署の調査官が，審査請求人が行った労災請求に係る処分を行うにあたり，審査請求人以外の特定個人から聴取をした内容である。当該聴取内容に関する情報が開示された場合には，被聴取者が，不当な干渉を受けることが懸念され，審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため，当該情報は，法14条2号の不開示情報に該当し，かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため，原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イの不開示情報

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号27、28①、32及び37の不開示部分は特定事業場に関する情報等であり、当該事業場が一般に公にしていない内部情報である。そのため、仮にこれらの情報が開示された場合には、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、当該情報は、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条3号ロの不開示情報

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号30及び37の不開示部分は特定事業場内における調査報告に関する情報等であり、当該事業場が一般に公にしていない内部情報である。これらの情報については、行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであるから、法14条3号ロに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

エ 法14条7号柱書きの不開示情報

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号8、10②、11②、12②、13②、14②、15②、16②、17②、23、34、36②及び37の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官が、審査請求人が行った労災請求に係る処分を行うにあたり、審査請求人以外の特定個人から聴取をした内容であり、これらの内容が開示された場合には、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記ア(イ)で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示するとした場合、被聴取者等が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、これらの情報は、開示することにより、労働局及び労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号8、3

0、3-4及び37の不開示部分は、特定事業場が一般に公にしていない内部情報である。そのため、これらの情報が開示された場合には、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な権利を害するおそれがあることは上記ウで既に述べたところである。

さらに、これらの情報は、守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該事業場に理解と協力を求めた上で得られたものであるから、当該情報を開示するとした場合には、このことを知った事業場だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなり、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となる。したがって、これらの情報は開示することにより、労働局及び労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### 4 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分の一部を変更し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

※ 3の下線部について、諮問庁に確認の上、当審査会事務局において、訂正した。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |   |            |                   |
|---|------------|-------------------|
| ① | 平成30年7月31日 | 諮問の受理             |
| ② | 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受     |
| ③ | 同年9月6日     | 審議                |
| ④ | 同年11月15日   | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑤ | 同年12月20日   | 審議                |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「平成29年度特定号決定書内、甲第1号証から甲第4号証、乙第1号証から乙第35号証、丙第1号証」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表に掲げる文書番号1ないし文書番号40に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った

ところ、審査請求人は、不開示部分の開示を求めている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとするが、その余の部分については、原処分を維持し、不開示とすることが妥当としていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

なお、審査請求人は、特定労働基準監督署長による労災保険給付の不支給決定を不服として、千葉労働者災害補償保険審査官に対し、労働者災害補償保険法に基づく審査請求を提起し、千葉労働者災害補償保険審査官の決定がなされ、審査請求人へ当該決定書（以下「決定書」という。）が送付されたことを受け、決定書の審査資料の一部について開示請求を行ったものである。

そうすると、審査請求人は、本件開示決定以前に、決定書記載の内容は承知しているものと認められることから、以下の検討においては、諮問庁から提示された決定書の内容も踏まえることとする。

## 2 不開示情報該当性について

### (1) 別表の6欄に掲げる部分について

ア 通番2（19頁部分を除く。）、通番4、通番8、通番10、通番12、通番14、通番16、通番18、通番21及び通番28について

当該部分は、特定労働基準監督署又は特定事業場の担当官が審査請求人以外の第三者から聴取した内容及び特定労働基準監督署の担当官の求めに応じて提出された医師の意見が記載されており、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、決定書において既に開示されている情報と同一の内容であり、審査請求人が知り得る情報と認められることから、同号ただし書イに該当すると認められる。また、同様の理由により、これを開示しても、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

### イ 通番2（19頁部分）について

当該部分は、「事業場以外における当該労働者との関係図（家族・友人等）」欄であり、関係者の氏名及び審査請求人との関係が記載されており、かつ、被聴取者には○印が記載されている。関係者の氏名、審査請求人との関係及び被聴取者であることを示す○印の有

無は、一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、決定書において既に開示されている情報から、当該関係者が被聴取者であることが明らかであり、審査請求人が知り得る情報と認められることから、同号ただし書イに該当すると認められる。また、同様の理由により、これを開示しても、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

#### ウ 通番3について

当該部分は、審査請求人以外の第三者の氏名、住所、職業及び生年月日が記載されており、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、決定書において既に開示されている情報から推認し得る情報と認められ、審査請求人が知り得る情報と認められることから、同号ただし書イに該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

#### エ 通番25について

当該部分は、特定労働基準監督署の担当官の求めに応じて特定事業場から提出された審査請求人の経歴書であり、審査請求人が知り得る情報と認められることから、これを開示しても、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、また、審査請求人に開示しないという条件を付することが、当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号ロ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

#### オ 通番31について

当該部分は、特定労働基準監督署の担当官の求めに応じて提出された審査請求人以外の第三者の回答及び当該第三者の所属する部署名であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、決定書において既に開示されている情報と同一の内容であり、審査請求人が知り得る情報と認められることから、同号ただし書イに該当すると認められる。また、同様の理由により、これを

開示しても、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとも認められない。さらに、審査請求人に開示しないという条件を付することが、当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分について

ア 法14条2号該当性について

(ア) 通番1、通番3、通番19、通番20及び通番26について

当該部分は、審査請求人以外の個人の署名及び印影であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

個人の署名及び印影については、当該個人の氏名を審査請求人が知り得るとしても署名及び印影まで開示する慣行があるとは認められないため、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番5、通番7、通番9、通番11、通番13、通番15、通番17、通番24及び通番29について

当該部分は、審査請求人以外の第三者の氏名、署名、印影、住所、職業、生年月日、電話番号及び聴取場所であり、それぞれ氏名と一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。

また、氏名、署名、印影、住所、職業、生年月日及び電話番号については、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。その余の部分である聴取場所については、当該部分を開示すると、当該被聴取者を特定する手掛かりとなり得るものであることから、当該被聴取者の権利利益を害するおそれがないとは認められず、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イ該当性について

通番22及び通番23は、特定事業場及び特定団体の印影である。当該印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状のものであると認められることから、これを開示すると当該組織の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条2号及び3号イ該当性について

(ア) 通番27のうち、氏名部分は、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番27のうち、その余の部分である法人名部分は、特定事業場の業務に係る内部情報であり、これを開示すると、取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 法14条2号及び7号柱書き該当性について

(ア) 通番2のうち、19頁の不開示部分は、「事業場（所属部署）内における当該労働者の位置づけ」欄及び「事業場以外における当該労働者との関係図（家族・友人等）」欄であり、関係者の職業、氏名及び審査請求人との関係が記載されており、かつ、被聴取者には○印が記載されている。

関係者の職業、氏名、審査請求人との関係及び被聴取者であることを示す○印の有無は、一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番2のうち、特定労働基準監督署の担当官が聴取した審査請求



人以外の第三者の職氏名の記載部分については、被聴取者ごとに法 14 条 2 号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、審査請求人の知り得る情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法 15 条 2 項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法 14 条 2 号に該当し、同条 7 号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 通番 2 (上記 (ア) 及び (イ) を除く。)、通番 4、通番 6、通番 8、通番 10、通番 12、通番 14、通番 16、通番 18 及び通番 21 (署名及び印影部分を除く。) について

当該部分は、特定労働基準監督署の担当官が、審査請求人以外の第三者から聴取した内容又は労働基準監督署の担当官の求めに応じて提出された医師の意見が記載されており、これらを開示すると、被聴取者等が、労災給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ、被聴取者等自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は所属事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法 14 条 7 号柱書きに該当し、同条 2 号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(エ) 通番 21 (署名及び印影部分) は、地方労災医員の署名及び印影であり、法 14 条 2 号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものに該当する。

地方労災医員の氏名は、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」(平成 17 年 8 月 3 日付け情報公開に関する連絡会議申合せ)における「職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名」に該当し、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、開示することとされているが、署名及び印影についてまで開示する慣行があるとは認められないことから、法 14 条 2 号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は、個人識別部分であり、法 15 条 2 項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(オ) 通番28は、特定事業場の社内調査結果に記載された審査請求人以外の第三者の職氏名及び聴取内容であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、審査請求人の知り得る情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(カ) 通番30は、労働基準監督機関による聴取事項に係る情報であり、これを開示すると、回答者が、労災給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ、回答者自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は所属事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

オ 法14条3号ロ及び7号柱書き該当性について

通番25は、特定労働基準監督署の担当官の求めに応じて提出された特定事業場の資料であり、これを開示すると、当該事業場だけでなく関係事業者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなるなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条3号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

カ 法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書き該当性について

(ア) 通番31のうち、1頁5行目6文字目ないし6行目並びに4頁28行目及び29行目は、審査請求人以外の第三者の氏名、署名、印影、住所及び所属であり、それぞれ氏名と一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、

特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条3号イ及びロ並びに7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番31(上記(ア)を除く。)は、特定労働基準監督署の担当官の求めに応じて提出された第三者の回答及び添付資料である。これらを開示すると、回答者が、労災給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ、回答者自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は所属事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号並びに3号イ及びロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 その他について

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、審査請求人から労働保険審査会に再審査請求がなされ、審査請求人に対し、当該事件に係る一連の審査資料がまとめられた、いわゆる事件プリントが送付されているとのことであった。本件開示請求に係る原処分時においては、当該事件プリント及び裁決書の内容を審査請求人が知り得る状況ではないが、その後の事情の変化を踏まえ、諮問庁の現時点における対応としては、労働保険審査会から既に審査請求人に対して開示された情報については、可能な限り開示することが望ましい。

### 5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の6欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、同条3号ロについて判断するまでもなく、不開示と

することは妥当であるが、別表の6欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

## 別表

1 文 書 番 号	2 対象文 書名	3 通 番	4 諮問庁が「不開 示を維持する部 分」としている部 分	5 不開示情報 (法14条該当 号)				6 開示すべき部分
				2 号	3 号 イ	3 号 ロ	7 号 柱 書 き	
1	「ハラス メントを 起こした と考えら れる原因」と題 する書面 (甲第1 号証)		—					
2	ハラスメ ント経過 報告(甲 第2号 証)		—					
3	「意見書 関しての 質問」と 題する書 面(甲第 3号証)		—					
4	「特定個 人に対し てパワハ ラが」で 始まる文 書(甲第 4号証)		—					
5	費用請求	1	1 頁目診療担当者	○				

	書（乙第1号証）		印影				
6	費用支給決定決議書（乙第2号証）		—				
7	不支給決定通知（乙第3号証）		—				
8	調査復命書（乙第4号証）	2	2頁，4頁，6頁ないし11頁，15頁ないし17頁，19頁ないし20頁の不開示部分全て（ただし16頁12行目17文字目ないし27文字目を除く。）	○		○	2頁「具体的出来事」欄上段5行目8文字目ないし26文字目，6行目8文字目ないし27文字目，8行目23文字目ないし9行目9文字目，11行目25文字目ないし12行目15文字目，23文字目ないし26文字目，33文字目ないし13行目32文字目及び16行目6文字目ないし8文字目，18文字目ないし17行目21文字目，同欄下段3行目20文字目ないし4行目33文字目及び5行目12文字目ないし32文字目，6頁「調査結果」欄1行目，3行目1文字

							<p>目ないし12文字目, 4行目9文字目ないし7行目, 9行目, 10行目, 12行目, 14行目, 16行目, 18行目, 19行目, 23行目, 24行目, 29行目ないし32行目, 43行目, 44行目, 46行目, 47行目, 49行目, 50行目, 52行目, 53行目及び57行目, 7頁「調査結果」欄1行目, 30行目, 31行目, 33行目ないし35行目, 56行目及び63行目, 8頁「調査結果」欄14行目ないし25行目, 30行目, 31行目及び36行目ないし51行目, 「認定事実」欄3行目23文字目ないし41文字目, 4行目3文字目ないし22文字目及び5行目34文字目ないし56文字目, 9頁「認定事実」欄2行目32文字</p>
--	--	--	--	--	--	--	---

							<p>目ないし3行目2文字目, 20文字目ないし55文字目及び5行目6文字目ないし8文字目及び18文字目ないし55文字目, 10頁「調査結果」欄1行目, 2行目, 4行目ないし7行目, 9行目及び15行目4文字目ないし17行目, 「認定事実」欄2行目20文字目ないし3行目13文字目及び28文字目ないし48文字目, 11頁「調査結果」欄1行目及び2行目, 「認定事実」欄2行目20文字目ないし40文字目, 16頁「専門医の意見」欄37行目36文字目ないし38行目3文字目, 21文字目ないし39行目5文字目, 40行目30文字目ないし41行目9文字目, 43行目11文字目ないし37文字目, 44行目2文字目ないし4</p>
--	--	--	--	--	--	--	--



							文字目， 1 2 文字目ないし 4 5 行目 4 文字目， 4 7 行目 6 文字目ないし 8 文字目， 1 8 文字目ないし 4 8 行目 1 3 文字目， 5 3 行目 2 0 文字目ないし 5 4 行目 2 6 文字目及び 4 1 文字目ないし 5 5 行目 1 8 文字目， 1 7 頁「専門医の意見」欄左から 2 つ目の枠内 2 行目 2 4 文字目ないし 3 行目 2 文字目， 1 5 行目 1 7 文字目ないし 3 9 文字目及び 1 7 行目 8 文字目ないし 1 8 行目 1 0 文字目， 1 9 頁「事業場以外における当該労働者との相関図（家族・友人等）」欄審査請求人の右側部分， 2 0 頁枠内下段 5 行目 1 0 文字目ないし 3 7 文字目
9	聴取書① (乙第 5 号証)		—				
10	聴取書② (乙第 6 号証)	3	① 1 頁目住所， 職業， 氏名， 生年月日の数字部分， 3	○			1 頁住所， 職業， 氏名， 生年月日の数字部分

			頁 2 行目署名及び 印影					
		4	② 1 頁 9 行目ない し 3 頁 1 行目（た だし 項 番 を 除 く。）の不開示部 分全て	○			○	1 頁 9 行目ないし 1 8 行目及び 2 3 行目ないし 2 頁 2 行目, 7 行目, 8 行目, 1 7 行目な いし 2 1 行目及び 2 3 行目, 3 頁 1 行目
1 1	聴取書③ （乙第 7 号証）	5	① 1 頁目住所, 職 業, 氏名, 生年月 日の数字部分, 1 頁 7 行目 1 0 文字 目ないし 2 3 文字 目, 2 頁 9 行目署 名及び印影	○				
		6	② 1 頁 9 行目ない し 2 頁 8 行目（た だし 項 番 を 除 く。）の不開示部 分全て	○			○	
1 2	聴取書④ （乙第 8 号証）	7	① 1 頁目住所, 職 業, 氏名, 生年月 日の数字部分, 3 頁 2 1 行目署名及 び印影	○				
		8	② 1 頁 9 行目ない し 3 頁 2 0 行目 （ただし項番を除 く。）の不開示部 分全て	○			○	1 頁 1 7 行目ない し 2 2 行目 3 0 文 字目及び 3 7 文字 目ないし 2 頁 2 行 目 3 7 文字目, 3 行目 1 5 文字目な いし 4 行目, 7 行 目, 8 行目, 1 1 行目ないし 1 2 行 目 1 0 文字目, 1

							7文字目ないし13行目, 14行目 4文字目ないし10文字目, 17文字目ないし15行目3文字目, 8文字目ないし17文字目, 22文字目ないし17行目及び23行目, 3頁1行目4文字目ないし26文字目, 33文字目ないし3行目, 4行目4文字目ないし12文字目, 29文字目ないし6行目, 7行目4文字目ないし10文字目, 17文字目ないし8行目, 14行目, 15行目及び18行目
13	聴取書⑤ (乙第9号証)	9	①1頁目住所, 職業, 氏名, 生年月日の数字部分, 3頁19行目署名及び印影	○			
		10	②1頁9行目ないし3頁18行目(ただし項番を除く。)の不開示部分全て	○		○	1頁13行目, 14行目及び17行目9文字目ないし19行目24文字目及び31文字目ないし20行目, 2頁2行目3文字目ないし21文字目, 31文字目な

								いし5行目, 6行 12文字目ないし 39文字目, 8行 目ないし12行 目, 15行目, 1 6行目, 17行目 4文字目ないし1 0文字目, 17文 字目ないし19行 目及び23行目, 3頁1行目及び9 行目
1 4	聴取書⑥ (乙第1 0号証)	1 1	①1頁目住所, 職 業, 氏名, 生年月 日の数字部分, 4 頁8行目署名及び 印影	○				
		1 2	②1頁9行目ない し4頁7行目(た だし項番を除 く。)の不開示部 分全て	○			○	1頁15行目, 1 6行目, 18行目 ないし19行目2 6文字目及び34 文字目ないし2頁 1行目, 3行目な いし7行目6文字 目, 14文字目な いし8行目, 17 行目及び21行目 ないし23行目, 3頁18行目ない し20行目及び2 3行目, 4頁1行 目及び3行目
1 5	聴取書⑦ (乙第1 1号証)	1 3	①1頁目住所, 職 業, 氏名, 生年月 日の数字部分, 2 頁17行目署名及 び印影	○				

		1 4	② 1 頁 9 行目ない し 2 頁 1 6 行目 (ただし項番を除 く。)の不開示部 分全て	○			○	1 頁 1 9 行目ない し 2 2 行目及び 2 3 行目 3 文字目な いし 2 頁 3 行目, 1 1 行目 4 文字目 ないし 1 0 文字目 及び 1 2 行目 2 4 文字目ないし 1 3 行目
1 6	電話録取 書(乙第 1 2 号 証)	1 5	① 1 頁目電話番号 及び受信者	○				
		1 6	② 1 頁 8 行目ない し 1 4 行目(ただ し項番を除く。) の不開示部分全て	○			○	1 頁 8 行目ないし 1 2 行目
1 7	聴取書⑧ (乙第 1 3 号証)	1 7	① 1 頁目住所, 職 業, 氏名, 生年月 日の数字部分, 2 頁 1 7 行目署名及 び印影	○				
		1 8	② 1 頁 9 行目ない し 2 頁 1 6 行目 (ただし項番を除 く。)の不開示部 分全て	○			○	1 頁 1 5 行目, 1 6 行目及び 1 9 行 目ないし 2 2 行 目, 2 頁 4 行目 4 文字目ないし 3 5 文字目, 5 行目 5 文字目ないし 6 行 目, 7 行目 4 文字 目ないし 7 文字目 及び 1 2 文字目な いし 1 1 行目
1 8	申立書 (乙第 1 4 号証)		—					
1 9	「ハラス メントを 起こした		—					

	と考えら れる原因」と題 する書面 (乙第1 5号証)						
2 0	意見書提 出依頼 (乙第1 6号証)	1 9	3頁目診療担当者 印影	○			
2 1	意見書 (乙第1 7号証)	2 0	医師の印影	○			
2 2	診療録 (乙第1 8号証)		—				
2 3	業務起因 性の医学 的見解 (乙第1 9号証)	2 1	5頁から10頁の 不開示部分全て (ただし7頁17 行目19文字目な いし29文字目を 除く。)	○		○	8頁7行目36文 字目ないし8行目 12文字目, 22 文字目ないし9行 目7文字目, 10 行目33文字目な いし11行目13 文字目, 13行目 17文字目ないし 14行目1文字 目, 9文字目ない し12文字目, 1 9文字目ないし1 5行目12文字 目, 17行目6文 字目ないし8文字 目, 18文字目な いし18行目14 文字目, 24行目 20文字目ないし 25行目27文字

								目及び42文字目 ないし26行目1 9文字目, 9頁1 行目24文字目な いし2行目3文字 目, 14行目21 文字目ないし15 行目4文字目及び 16行目8文字目 ないし17行目1 4文字目
2 4	報告書提出依頼 (乙第20号証)		—					
2 5	履歴事項全部証明書 (乙第21号証)		—					
2 6	組織図 (乙第22号証)		—					
2 7	就業規則等 (乙第23号証)	2 2	45頁目印影		○			
2 8	協定届 (乙第24号証)	2 3	①1頁目印影		○			
		2 4	②2頁目本社点検者氏名及び印影	○				
2 9	履歴書 (乙第25号証)		—					
3 0	経歴書 (乙第26号証)	2 5	1頁ないし5頁の不 開示部分全て			○	○	1頁, 3頁不開示 部分

3 1	健康診断 個人票・ 人間ドク ク成績表 (乙第2 7号証)	2 6	1頁, 2頁, 5 頁, 8頁の不 開示部分全 て	○				
3 2	職 務 内 容・日常 業務内容 (乙第2 8号証)	2 7	4頁ないし1 7頁の不 開示部分全 て	○	○			
3 3	賃金台帳 (乙第2 9号証)		—					
3 4	事業場で 把握して いる事項 (乙第3 0号証)	2 8	1頁ないし3 頁の不 開示部分全 て	○			○	2頁17行目1 文字目ないし 19文字目
3 5	始末書 (乙 第31号証)		—					
3 6	質 問 書 (乙第3 2号証)	2 9	① 1頁目の不 開示部分全 て	○				
		3 0	② 2頁ないし 4頁の不 開示部分全 て	○			○	
3 7	回 答 書 (乙第3 3号証)	3 1	1頁ないし9 頁の不 開示部分全 て	○	○	○	○	1頁4行目ない し5行目5文字 目, 2頁24行目 ないし26行目 35文字目, 29 行目7文字目 ないし31行目 26文字目及び 35行目, 3頁3 行目ないし10 行目, 17行目な



								いし 2 7 行目, 4 頁 2 4 行目 2 5 文 字目ないし 2 5 行 目
3 8	療養給付 記録等の 提出依頼 (乙第 3 4 号証)		—					
3 9	診療報酬 明細書 (乙第 3 5 号証)		—					
4 0	聴取書⑨ (丙第 1 号証)		—					